

## 千代田町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	11,549	4,827,762	185,681	836,348	17.3	20.9

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

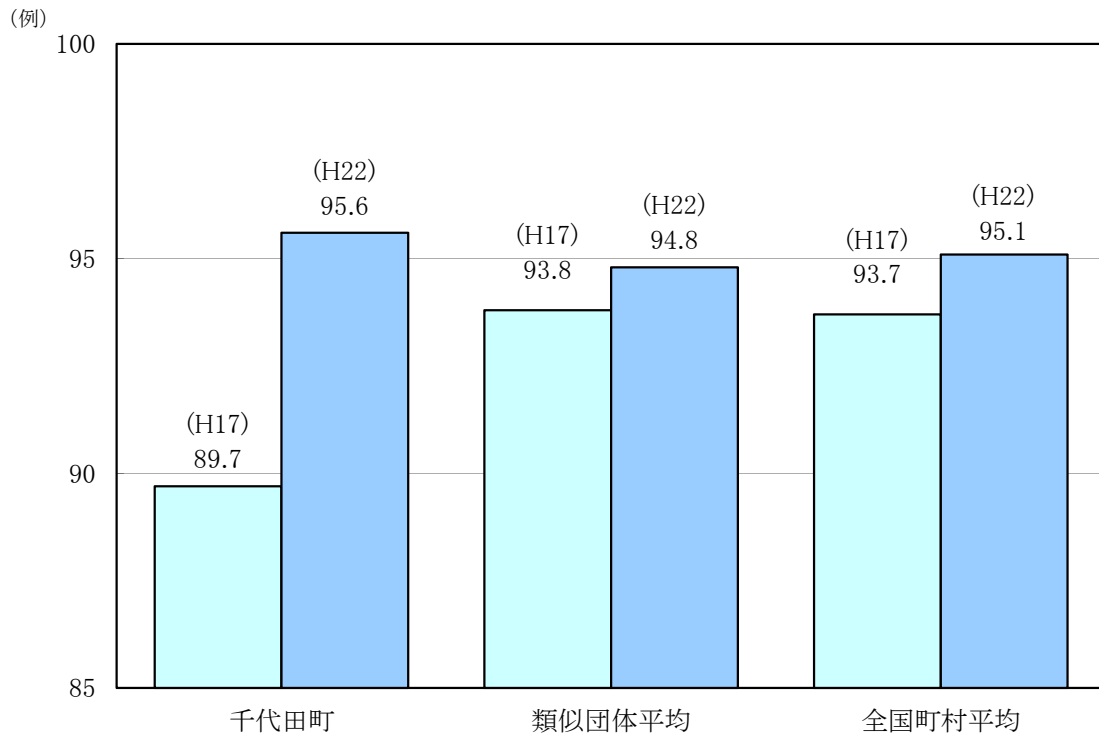
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	101	363,840	43,074	133,527	540,441	5,351	5,618

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項 ※なし

#### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	400,100	415,500	435,000

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千代田町	40.6 歳	305,900 円	345,820 円	339,945 円
群馬県	43.7 歳	351,258 円	423,368 円	384,524 円
国	41.9 歳	325,579 円	— 円	395,666 円
類似団体	43.1 歳	319,960 円	361,213 円	344,564 円

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千代田町	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円
群馬県	48.7 歳	174 人	325,139 円	362,384 円	349,455 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	— 円	322,291 円
類似団体	49.9 歳	10 人	272,138 円	286,971 円	280,757 円

(注) 技能労務職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、対象者が1人のため、個人情報保護の観点から配慮し、公表を行っておりません。

#### ③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田町	42.0 歳	285,200 円	302,428 円
群馬県	44.5 歳	391,337 円	438,662 円
類似団体	41.7 歳	304,582 円	322,145 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分		千代田町	群馬県	国
一般行政職	大学 卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高校 卒	140,100 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高校 卒	140,100 円	139,000 円	— 円
	中学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大学 卒	172,200 円	197,900 円	— 円
	高校 卒	149,800 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(22年4月1日現在)

区分	経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職 大学卒	235,200 円	285,900 円	332,700 円
一般行政職 高校卒	— 円	— 円	— 円

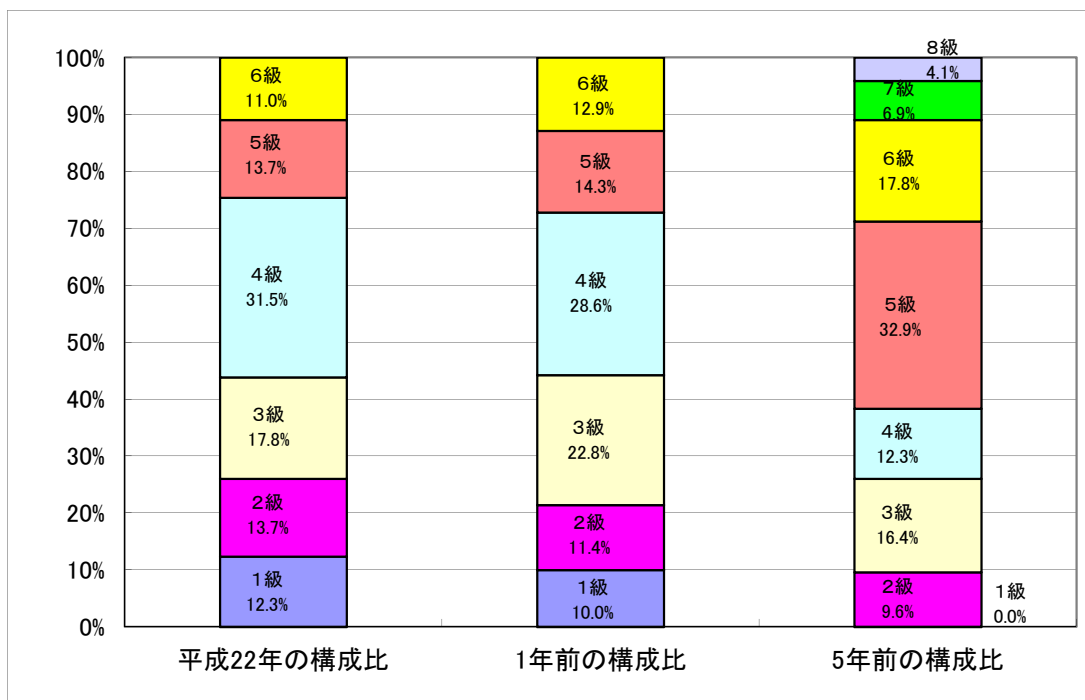
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長の職務	8 人	11.0 %
5 級	課長補佐の職務	10 人	13.7 %
4 級	係長又は主査の職務	23 人	31.5 %
3 級	主任の職務	13 人	17.8 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10 人	13.7 %
1 級	定型的な業務を行う職務	9 人	12.3 %

(注)1 千代田町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況  
 地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を基準日として全職員に対して、勤務成績の評定を実施。  
 2. 昇給への勤務成績への反映状況  
 全職員について、勤務実績を総合的に5段階で評価し、昇給に反映。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

千代田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,405 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,773 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 ( 1.50 )月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 0.70 )月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 ( 1.50 )月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 0.70 )月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 ( 1.50 )月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

全職員について、勤務実績を総合的に5段階で評価し、勤勉手当の成績率に反映。

### (2) 退職手当(22年4月1日現在)

千代田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	— 千円	25,837 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 ※制度なし

### (4) 特殊勤務手当 ※制度なし

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	3,359 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	105 千円
支給実績(21年度決算)	2,618 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	119 千円

(6) その他の手当(22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 各6,500円 子(16歳年度始め～22歳年度末) 加算5,000円	同		9,840 千円	196,800 円
住居手当	借家・借間 12,000円を超える家賃の 額に応じて支給(最高27,000円) 持家(新築・購入後5年間) 2,500円	同		3,120 千円	312,000 円
通勤手当	交通用具使用者 片道2km以上 2,000円～24,500円	同		3,377 千円	50,403 円
管理職手当	課長、局長 62,300円 課長補佐 49,600円 係長 45,000円	異	一部の管理 職手当につ いて支給単 価が異なる	25,300 千円	602,381 円

6 特別職の報酬等の状況(22年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	553,000 円 ( — 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額	871,000 円 / 518,000 円
	副 町 長	543,000 円 ( — 円 )		676,000 円 / 429,800 円
	収 入 役	— 円 ( — 円 )		— 円 / — 円
報 酬	議 長	318,000 円 ( — 円 )		380,000 円 / 243,000 円
	副 議 長	243,000 円 ( — 円 )		285,000 円 / 192,000 円
	議 員	220,000 円 ( — 円 )		261,000 円 / 175,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(21年度支給割合)	4.15 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(21年度支給割合)	4.15 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長 収 入 役	退職日給料月額×1年につき520/100	11,502,400 円	任期ごと
	備 考	退職日給料月額×1年につき300/100	6,516,000 円	任期ごと

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

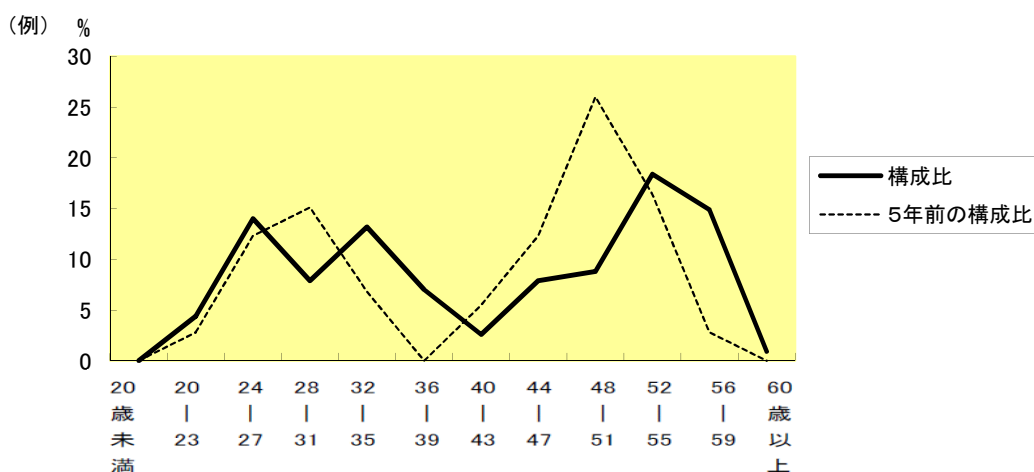
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成21年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	退職不補充等による減
		総務	24人	26人	△2人	
		税務	10人	10人	0人	
		労働	0人	0人	0人	
		農林水産	5人	5人	0人	
		商工	2人	1人	1人	欠員を補充したことによる増 商業施設誘致に伴う業務増
		土木	7人	6人	1人	
		民生	22人	22人	0人	
		衛生	7人	6人	1人	欠員を補充したことによる増
	計	79人	78人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.40 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.50 人)	
教育部門	24人	23人	1人	生涯学習の内容充実を図るための増		
消防部門	0人	0人	0人			
小計	103人	101人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.19 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 106.04 人)		
公営会計部門等	水道	3人	3人			
	下水道	2人	2人			
	その他	6人	6人			
	小計	11人	11人	0人		
合計	114人	112人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.71 人		
		[ 138人 ]	[ 138人 ]	[ 0人 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	16人	9人	15人	8人	3人	9人	10人	21人	17人	1人	114人

(注) 職員数は、職員数を含めた数値となっております。

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	86人	81人	81人	76人	78人	79人	△7人 (△8.9%)
教育	29人	27人	23人	21人	23人	24人	△5人 (△20.8%)
普通会計計	115人	108人	104人	97人	101人	103人	△12人 (△11.7%)
公営企業等会計計	11人	12人	11人	11人	11人	11人	0人 (-%)
総合計	126人	120人	115人	108人	112人	114人	△12人 (△10.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める職員給与費比率
21年度	千円 219,012	千円 17,931	千円 23,780	% 10.9	% 10.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 3	千円 12,545	千円 964	千円 4,561	千円 18,070	千円 6,023	千円 6,567

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
千代田町	45.5 歳	342,700 円	491,125 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千代田町		団体平均	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,520 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,609 千円	
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当 2.75 月分 ( 1.50 )月分	勤勉手当 1.40 月分 ( 0.70 )月分	期末手当 月分 ( )月分	勤勉手当 月分 ( )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

千代田町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算 (2%~20%加算)		その他の加算措置	(退職時特別昇給)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	15,624 千円

ウ 地域手当 ※制度なし

エ 特殊勤務手当(22年4月1日現在) ※制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	175 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	88 千円
支給実績(21年度決算)	242 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	121 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 各6,500円 子(16歳年度始め~22歳年度末)加算5,000円	同		234 千円	234,000 円
住居手当	借家・借間 12,000円を超える家賃の額に応じて支給(最高27,000円) 持家(新築・購入後5年間) 2,500円	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通用具使用者 片道2km以上 2,000円~24,500円	同		48 千円	24,000 円
管理職手当	課長、局長 62,300円 課長補佐 49,600円 係長 45,000円	異	一部の管理職手当について支給単価が異なる	540 千円	540,000 円



## 「千代田町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」

### ○現 状

地方公共団体の技能労務職員は、職務の性格・内容が民間企業の従業員と類似しているにもかかわらず給与が高いとの指摘を受け、本町ではこれまで計画的に技能労務職員の削減を行ってまいりました。

平成22年4月1日現在、本町の技能労務職員は1名となっております。

### ○給与に関する事項

#### 1、給料表について

技能労務職員については、千代田町職員給料表の3級までを適用しています。

#### 2、技能労務職員の特殊勤務手当について

なし

#### 3、昇給基準について

毎年1月1日に、4号給（55歳以上の職員にあっては2号給）を標準として昇給させています。

#### 4、取組内容について

今後の取組方針としては、行政改革による民間委託や指定管理者制度の導入を推進するとともに、極力新規採用を抑制し、住民の理解と納得が得られるよう給与等の適正化に向けて取り組んでまいります。

また、昇給の基準については、現在技能労務職も含めて、全職員を対象とした人事考課制度を行っているため、今後も勤務評価に応じた適正な昇給を実施してまいります。